

## I アメリカ合衆国における農業労務請負制

### 概 要

1931年の間に、全雇用農業労働者の10%にあたる約25万人が農業労務請負人のもとで働いた。請負チーム労働者の大半（53%）は白人であり、28%がヒスパニック、19%が黒人・その他の人種グループであった。

請負チーム労働者の大部分は合衆国の南東部、北中央五大湖州、南西部および南太平洋沿岸地方に所在した。彼等の平均年収は2,772ドルで、そのうち1,936ドルが農業労働によるものであった。1981年において、請負チームの仕事のため農業労働者を雇用する証明書下付の登録をした9,774人のうち2,557人が労働者をあちこちの圃場に輸送する労働省の認可を得た。また、827人が彼等の雇用者に住居を与える認可を得た。

### 1. はじめに

農業労務請負制は労働需要のピーク時に、農業者に対して労働者を提供することによって農業という産業に欠かすことのできない用役を提供している。マスコミはしばしば請負人の弊害の実例を報じてきたが、請負人あるいは彼等が雇う農業労働者について決定的な情報はほとんど公表されたことがない。

本報告書は、請負チーム労働者を保護し、また請負人の活動を規制することを企図した連邦法についての情報を提供するとともに、請負チーム労働者ならびに請負チーム外労働者の2つのグループにかんする情報も提供する。本報告書は請負チーム労働者の生活・労働条件がどれほど改善されているかについて示唆を与える。本報告書に利用されたデータは合衆国労働省雇用基準局および農務省農業賃金労働者調査からえられたものである。分析は最新の利用可能な1981年のデータによっている。

### 2. 法 律

農業労務請負仕事の季節的、一時的性格が請負人に悪用の機会を与えている。請負チーム内の労働者はしばしば雇用を大いに必要としているが、自分の関与しない仕事については労働者としての権利に目ざめていない。労働者も農業雇主とともに彼等がかかわっている請負人のことについてはよく知らないことが多い。この状態が無責任な請負人に労働者や農業雇主につけてむ機会を与えるのである。

若干の請負人は労働者の給料支払を差止めたり、不衛生な住居を与えたり、危険な車を使

って労働者を輸送したり、自分が供給する商品やサービスを労働者に掛け値で売るなどして、農業雇主との契約を履行しないとの非難を受けてきた。このさいごの場合には、労働者はかんたんに請負人に対する債務者になってしまう、その結果、借金を返済するためひきつづき働くことを強制される。そこに、労働者を隷属させる請負人がでてくるとも稀ではない。これらの弊害を抑えるために議会は労働者と農業雇主の双方を保護する法律を施行した。

#### (1) 農業労務請負人登録法（FLCRA）

十分に需要の満たされない合衆国の農業労働力を補充するため、合衆国政府は1942年から1962年までの間ブラセロ計画（Bracero Program）によってメキシコ人労働者を連れてきて農業労働に従事させた。1961年に議会在この計画を継続するかどうかを決定しようとしたとき、いくつかの公共機関や政府機関は、国内労働者に対するブラセロ計画の影響について懸念を表明した。この計画がもっとも強力に行われた地域、とくに西部では、調査の結果によれば、合衆国の農業労働者の失業と低賃金、それに、貧しい住居と保健施設という証拠が示された。議会はアメリカ農業労働者の諸条件を改善するため一連の法案を提出した。これらの法案の一つが農業労務請負人登録法（FLCRA）として可決された。

農業労務請負人登録法は、無責任な農業労務請負人（請負チームリーダーとも呼ばれる）から移動農業労働者および農業雇主を守るため1963年に制定された。可決の後、修正されたこの法律は、移動労働者を広く定義して、主たる雇用が農業であったか、又は、季節的、臨時的たてまえで農業労働に従事した個人とした。この法律は、請負人を定義して、自分の直系家族員をのぞく移動労働者を農業に雇用するため募集、勧誘、雇用、供給、輸送することによって報酬をえた人としている。

この法律はすべての農業労務請負人に対して労働省から登録許可書を受けよう命じている。しかし、個人的に自分の経営のため移動労働者を募集した農業者、加工業者、罐詰業者、綿繰業者、包装工場経営者、種苗園従事者は登録の必要がなかった。この法律は又、もし偶然の機会に自分の雇主のため労働者の募集や輸送に従事したのであれば、農業者のような適用外の雇主の下にある専従あるいは恒久的使用人を登録から除外した。コンバインによる取入れ、乾草収穫、羊毛刈作業を請負うオペレーターもまた登録から除外された。販売、養殖、雛くちばし先端除去、雌雄鑑別、保健事業に従事する家畜請負作業オペレーターも除外された。また、自分の恒久的住居から半径25マイル以内の州内で1年13週間未満農業労務請負の仕事に従事した人も除外された。この法律および付随規定もまた請負人が従うべき規則を示している。そして違反を点検し、この法律を施行する権限を労働長官に与えた。請負人は、もし以下のことに違反するとき登録認可書の取上げ、発行の拒否、

罰金および監禁条項を受ける。

すなわち、請負人としての活動に従事する以前に適切な登録認可書を入手すること、住所の変更を労働省に届け出ること、適用される住宅および輸送の規則に従うこと、請負活動に従事するあいだ登録認可書を携行し、請求のあり次第、労働者および農業雇主に提示すること、労働条件または自分が農業雇主と結んだすべての取決めを自分の労働者に明示すること、文字で書いたか、あるいは印刷した給料支払計算書を労働者に提示すること、支払うべき適正な金額をすみやかに労働者に支払うこと。

請負人はまた労働者に請負人のような特別の立場の人物から品物やサービスを購入するのを強いたり、証明書不所持の外国人労働者を雇用したりすれば農業労務請負人登録法違反となった。

農業雇主もまた農業労務請負人登録法の諸条項に責任があった。彼等は正当な手続きを経た労働省登録の請負人のみを雇用しうる。そして請負チーム労働者の給料支払記録を保持するか、あるいは請負人から給料支払にかんする情報を入手していなければならなかった。この法律に違反した経営主は労働省登録請負人のサービスおよび労働者紹介サービスを3年のあいだ拒否される。

労働省は、農業労務請負人登録法について、農業労働者を輸送し、監督し、雇用した一部の農業雇主およびその使用人を請負人として登録するために必要なものであると判断した。

農業雇主がこの判断に異議を唱えたため議会は農業労務請負人登録法の再検討をはじめた。

## (2) 移動・季節農業労働者保護法 (MSPA)

農業雇主は、彼等およびその使用人の一部を請負人として登録することを要求する労働省の決定は彼等に不必要な義務を課するものであるし、農業労働者の労働市場条件を改善しないものと判断した。移動・季節農業労働者保護法 (MSPA) が農業労務請負人登録法 (FLCRA) に代って 1983 年に施行された。MSPA は農業労務請負人として労働省に登録しなければならないものを FLCRA よりも一そう明確に定義した。

MSPA は農業雇主とその使用人および農業者組合 (Farm Associations) を請負人として登録することから特に除外した。MSPA はまた、この法を適用する労働者の定義を一そう明確にした。

この法律では請負チームリーダーのもとで働く移動農業労働者ばかりでなく季節農業労働者をも特別に含むことになった。FLCRA では、移動労働者の範囲を広く定義したばあ

いにも季節労働者を含んだのである。MSPAは農業労務請負人を定義して、移動・季節農業労働者を募集、勧誘、雇用、使用、供給、輸送して報酬を得る人としている。しかし、この法律は一切の農業雇主、農業雇主組合、およびそれらの使用人といったいくつかのグループを登録対象から除外している。

当人または直系家族が所有するか経営する農場、加工・種子調整施設、罐詰工場、綿繰工場、包装工場、種苗園のために農業労務請負をする人はすべて同様に請負人として登録する必要がなかった。MSPAは前年のいずれかの四半期の間に500労働日未満の労働者を使用する小規模経営を除外している。この法律はまた、運輸業者、労働および非営利慈善団体を除外するとともに、請負人の家または業務施設から州内半径25マイル以内で年13週未満の地方的で短期の請負活動を除外している。また、FLCRAの下で除外されたコンバイン請負作業およびその他の請負作業も除外する。

MSPAは本質上、FLCRAが果たしたのと同様の労働者保護を与える。

農業労務請負人、農業雇主、農業雇主組合は、自分達の移動・季節労働者に労働条件、賃金・雇用条件について十分な情報を提供しなければならず、自分達の労働者にかんする詳細な雇用記録を保持していなければならない。労働者のため住宅と輸送を供給する農業労務請負人は所定の安全・衛生基準を順守せねばならない。MSPAは、これらの雇主グループが季節・移動労働者について適用される労働条件のすべての条項に反することを禁じている。MSPAは請負人が特定の事業所又は人々から品物やサービスを買うよう労働者に要求することを禁じている。そして、証明書不所持の外国人労働者を雇うことを非合法としている。MSPAは移動労働者を定義して、季節的または臨時的なたてまえで農業に雇われ、しかも、雇われている間は泊りがけで恒久的な住居から離れて滞在しなければならない人としている。季節労働者とは季節的または臨時的なたてまえで農業に雇われるが泊りがけで家を離れて滞在することのない人である。これらの定義から除外されるのは農業雇主の直系家族および農業請負人ならびに証明書不所持の外国人労働者である。労務請負人および請負チーム労働者にかんする以下の論述はFLCRAが施行されていた1981年に収集されたデータをもとにしている。MSPAにかかわる請負チーム労働者のもっと新しい人口動態や経済関係のデータは利用できなかった。

### 3. 農業労務請負人

農業労務請負人にかんするデータは労働省あての農業労務請負人登録認可の申請書からえたものである。この申請書は、請負人の居住地、遂行する仕事の種類、年間つねに請負チーム労働者として予定しうる最大限の人数、請負人が雇用するあいだ輸送や住居を労働者に与

えることができるかどうかといった請負人についての情報を与える。

農業労務請負人は農業雇主に対して労働者を確実に供給し、また、労働者に対しては雇用  
の手段を与える。農業活動の多くは短期的かつ労働集約的であるからもっぱらピークの季節  
に多数の雇用労働者が必要とされる。

これらのピーク時に雇主の多くは自ら助力者を雇用するが、あるものは請負人にたよるの  
が楽だし効率的だと考えている。地方的な農業労働者の供給が不十分な地域あるいは言語の  
障壁で雇用の困難な地域では、一部の雇主は必要とする労働者の入手にさいして請負人に依  
存する。

労働者の方も仕事をみつける手ずるをうるため、そして、1年のあいだの総就労時間を拡  
大するため、また、必要とする輸送と住居を得ようとして請負人に依存する。

#### (1) 所 在

1981年において、9,774人の農業労務請負人が農業労働者を募集するため労働省に登録  
されていた。(表1)

これら請負人は、登録申請の時点では、その過半(52%)は南東部(連邦標準地域IV)  
に、23%が南西部(地域VI)、15%が南太平洋沿岸部(地域IX)に所在していた(Fig. 1)

全国の請負人の大部分はこれらの地域に所在していた。そのわけは、これらの地域には  
労働集約的な果実、野菜、メロンの生産が著しく集中して農業を支配しているからである。

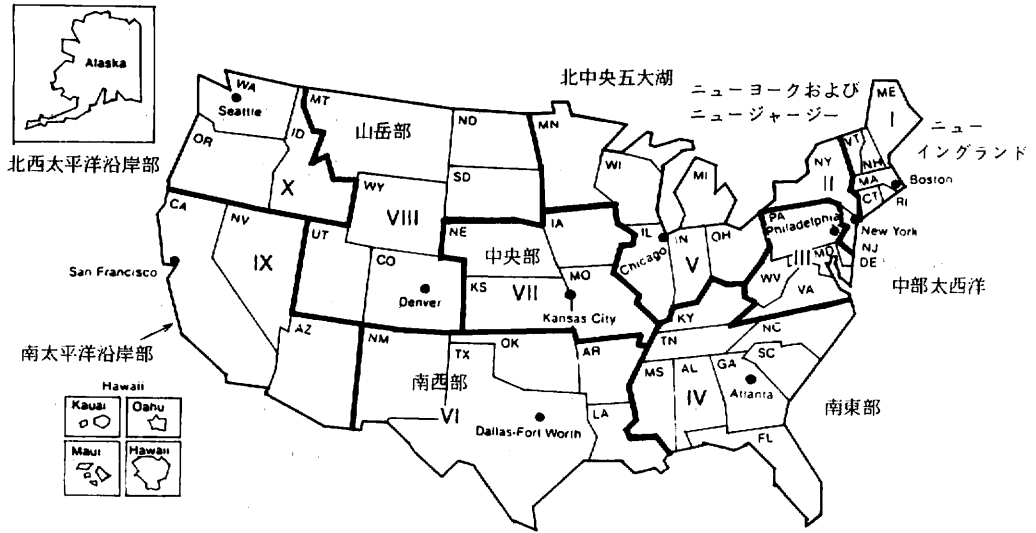
表1. 農業労務請負人とその使用人, 地域別, 1981.1.1~12.20

地 域		請 負 人		同 使 用 人	
合 衆 国		9,774 人	100 %	8,582 人	100 %
I	ニューイングランド	8	0	2	0
II	ニューヨーク, ニュージャージー	155	2	64	1
III	中 部 大 西 洋	150	1	106	1
IV	南 東 部	5,048	52	2,608	30
V	北 中 央 五 大 湖	347	3	1,767	21
VI	南 西 部	2,222	23	877	10
VII	中 央 部	85	1	1,295	15
VIII	山 岳 部	49	1	55	1
IX	南 太 平 洋 沿 岸 部	1,498	15	1,689	20
X	北 西 太 平 洋 沿 岸 部	212	2	119	1

出所：労働省雇用基準局

(1) 農業労務請負人として登録された農業使用人，農業組合およびその使用人を含む。請負人の使用人とは請負人を助けて労働者を募集，輸送するため雇われるものである。農業雇主の多くは請負人に依存して，これら作物の植付や収穫のため季節労働者を調達したのである

Fig. 1 連邦標準地域区分



### (2) 請負人の使用人

一部の農業労務請負人は労働者の募集や輸送の手伝いをさせるため使用人を雇う。これらの請負人は労働省から登録認可を得ることが必要である。労働省は、1981年には8,582人の使用人の登録を認可した。その大部分は南東部，北中央五大湖，南太平洋沿岸部に所在した。北中央五大湖や中央部など若干の地域では登録した請負人の数より使用人のほうが多かった。このわけは，主として，これらの地域における大規模な種子とうもろこしや野菜や果実の会社が請負人として登録することを要求されたし，労働者を輸送したり募集したりする使用人が請負人の使用人として登録することを要求されたからである。FLCRAの下では，とうもろこしの穂取りのため6-8週のあいだ労働者を募集する会社も登録を免除されなかった。これらの会社はMSPAのもとでは登録を免除されている。

### (3) 輸送と住居

農業労働者を輸送したり住居を与えた請負人は，そのようなことをする認可を労働省か

ら得なければならない。1981年において、輸送の認可申請 2,552、住居のそれは 827 であつた。(表 2)

表 2 輸送と住居の供与認可申請、地域別、1981. 1. 1 ~ 12. 1

地 域	輸 送 認 可		住 居 認 可	
	合 衆 国	2,552	100 %	827
I ニューイングランド	2	0	2	0
II ニューヨーク, ニュージャージー	55	2	18	2
III 中 部 太 西 洋	55	2	14	2
IV 南 東 部	1,828	72	609	74
V 北 中 央 五 大 湖	116	5	31	4
VI 南 西 部	351	14	76	9
VII 中 央 部	26	1	4	0
VIII 山 岳 部	5	0	7	1
IX 南 太 平 洋 沿 岸 部	102	4	64	8
X 北 西 太 平 洋 沿 岸 部	12	0	2	0

出所：前表と同じ

これらの申請の大部分は南東部および南西部からでており、登録請負人の大部分の地域と同じであった。輸送と住居供与の認可数(表 2)と登録請負人の数(表 1)とをくらべてみれば、請負人のうちわずかなものがこれらの認可を申請したにすぎないことが分る。

すなわち、請負人の約 26% が輸送認可を申請し、10% 以下のものが住居供与の認可を申請した。労働者に対して住居供与や輸送の認可を受けるためには請負人は一定の要件を満たさねばならなかった。すなわち、事故が発生し請求が提出されたとき、請負人は乗物の損害賠償責任保険の証拠書類あるいは財政上の弁償責任の証拠書類をもっていなければならなかった。労働者を輸送するには使用されるすべての乗物が確認され、連邦および州の安全・保健基準に合致することを示す書類を提示せねばならない。認可された乗物の運転手は有効な運転免許証および健康状態が良好で適切に運転をなしうることを示す医師の証明書を持っていなければならない。

住居供与の認可が与えられる前に、請負人は使用に供される住宅施設を確認し、その住居が連邦・州の安全・衛生基準に合致したという証拠書類を労働省に提出せねばならず、住居の状況は各機関に郵送されねばならない。

住居と輸送の認可要件については、MSPAでは請負人が指定された条項に従わねばならないことを要求しているほかは、MSPAもFLCRAも異なる。

事実上、この要件はFLCRAと違わない。なぜならば、労働省のFLCRAにかんする解釈は、これらの雇主を農業労務請負人の中に入れておき、彼等はFLCRAの住居および輸送の要件をみたさねばならなかったからである。2つの法律のあいだにあるそれ以外の違いは、MSPAでは、請負人と雇主は、もし彼等の労働者が州の労働者補償法の適用を受けるならば、乗物あるいはその他の賠償責任保険をもつ必要がないということである。

しかし、雇主は使用人ではない乗客を輸送するためと労働者補償保険の適用を受けない使用人のため、やはり賠償責任保険の手段をとらねばならない。FLCRAではすべての労働者について賠償責任保険が必要であった。

#### 4. 請負チーム労働者

以前には統計データがないことから請負チーム農業労働者の性格についての情報はほとんど入手できなかった。本報告書は請負チーム労働者の経済的・人口動態上の性格について新しいデータを提供する。これらのデータは請負チーム労働者の特性を明らかにするのに役立つ。なぜならば、この集団は等質ではないからである。請負チーム労働者のデータは1981年農務省農業賃金労働者調査による。この調査はセンサス局の人口現況調査（CPS）に追加して行ったものである。CPSは労働力データを収集するため設計された世帯調査である。

この農業賃金労働者調査は隔年の12月に実施されている。ここでの分析はFLCRAが施行されていた当時のデータにかんするものである。雇用農業労働者が請負チームのメンバーであったかどうかを決めるため、調査員は1981年の調査対象について、請負チームのリーダー又は請負人が1981年じゅうのいずれかの時期に、現金賃金をうるため農業労働に従事しようとする労働者を募集あるいは輸送したりしたかどうかをたずねた。その労働者が請負チームの一員であったと識別されれば、次に、請負チームにいた間に従事した農業労働日数をたずねた。調査員は農業労働者の経済的・人口動態上の特徴にかんする追加データを収集した。また、請負チーム外の農業労働者の特性についても同様の情報を得た。

1981年農業賃金労働者調査によれば、約25万人の農業労働者が実際に農業労務請負人のもとで働いた。彼等は1981年の雇用農業労働者総数250万人の10%であった。これらの労働者の一部は1年のあいだにいくつかの請負チームで働いているとみられる。

##### (1) 農業活動と所在

1981年に請負チーム農業労働者の大部分を雇用したのは穀物、果実と堅果、野菜とメロ



ンなどを生産する農場であった。(表3)

請負チーム労働者のうち穀物生産に働くものももっとも多くて28%、果実と堅果が24%、野菜とメロンが18%であった。

これらの労働者は、大がいに、上記作物の植付、収穫、間びきに従事した。穀物生産に働いた労働者の多くは、コンバインによる請負収穫作業のオペレーターによって雇用されたのであろう。

表3 請負チーム農業労働者および請負チーム外農業労働者の所在地域と農業活動(1981)

地 域 と 活 動		請負チーム農業労働者		請負チーム外農業労働者	
		千人	%	千人	%
合 衆 国		250	100	2,242	100
連 邦 標 準 地 域	I ニューイングランド	4	2	56	2
	II ニューヨーク, ニュージャージー	0	0	101	5
	III 中 部 大 西 洋	3	1	116	5
	IV 南 東 部	53	21	514	23
	V 北 中 央 五 大 湖	45	18	335	15
	VI 南 西 部	22	9	362	16
	VII 中 央 部	43	17	226	10
	VIII 山 岳 部	6	3	101	5
	IX 南 太 平 洋 沿 岸 部	58	23*	275	12
	X 北 西 太 平 洋 沿 岸 部	16	6	156	7
主 な 農 業 活 動	穀 物	71	28	417	18
	綿 花	13	5	102	4
	た ば こ	19	7	259	11
	そ の 他 耕 種	19	8	339	15
	野 菜 ・ メ ロ ン	44	18	263	12
	果 実 ・ 堅 果	60	24 *	212	10
	肉 牛	2	2	174	8
	酪 農	3	1	166	7
	そ の 他 家 畜	3	1	123	6
	種 苗 ・ 温 室	11	4	64	3
そ の 他	5	2	123	6	

\* 95%信頼水準で請負チーム外農業労働者の比率との有意差あり  
出所：農務省経済調査局「農業賃金労働者調査」未公表データ。

これらのオペレーターは FLCRA のもとでは、請負チームリーダーとして登録する必要はなかったのだが労働者たちは、調査のさい、自分を請負チーム労働者だと名乗ることが多かった。

大部分の請負チーム労働者は南部（連邦標準地域ⅣとⅥ－30%）中西部（ⅤとⅦ－35%）西部（ⅨとⅩ－29%）に所在しており、穀物、果実と堅果、野菜とメロンの生産に集中している。

1981年12月の調査実施時には、北東部には請負チーム労働者はほとんどいなかった。この理由の一部は、請負チーム労働者は夏から秋にかけて作物の収穫とともに北上するが、12月には冬作物収穫のため南に戻っているためである。おそらく北東部において請負チーム労働者が少ないことのより大きな理由は、この地域の農業者、とくにりんご生産者がその作物を収穫するのに臨時外国人農業労働者（H－2労働者）に依存することが多いためである。H－2労働者は、一般には、この調査データには含まれない。というのは、H－2労働者の大半はこの調査が行われる12月まえに母国に帰ってしまうからである。

## (2) 人口動態上・経済上の特徴

請負チーム労働者の大半は白人（53%）で若く（67%が25才以下）で移動労働者ではない。（表4）

25才以上の請負チーム労働者の70%は8年の教育年限を修了していなかった。請負チーム労働者の年間の主な業態をみると、ほぼ半数が通学であった。（表5）

通学が大きな割合を示すのは、請負チーム労働者では25才以下が大きな割合を占めているためである。

これらの労働者は休暇中または夏休みの間、あるいは放課後に農業労働に従事したのである。1年の大半を雇用農業労働に従事して過したものが22%、農業外労働をして過したものが10%であった（Fig. 2）

請負チーム労働者の大部分は農業外の仕事をもっていなかった。全体として請負チーム労働者が農業労働にあてた日数は少ないものであった。これは主として学生人口が多数を占めるためである。請負チーム労働者の大部分は臨時的又は季節的労働者（年間農業労働従事150日以下）である。

請負チーム労働者が年間をつうじて一番長く続けた仕事のもっとも一般的な賃金形態は時間給であった。（64%）。そして21%が出来高払給であった。しかし、出来高払給の賃金は、この調査データからは分らない。

請負チーム労働者の平均年収は2,772ドルで、そのうち1,936ドルが農業労働によるも

表4 請負チーム農業労働者と請負チーム外農業労働者の  
人口動態的・世帯上の特性, 1981

性 格		請負チーム 農業労働者		請負チーム外 農業労働者		性 格		請負チーム 農業労働者		請負チーム外 農業労働者	
総 計		千人	100%	千人	100%			千人	%	千人	%
世帯上の地位	世帯主	72	29*	975	44	教育修了年限別 (全体別)	0～4年	32	13	149	7
	妻	18	7	187	8		5～8	84	33*	472	21
	血縁者	143	57*	994	44		9～11	83	33	690	31
	血縁者以外	17	7	86	4		12	34	14*	602	27
					13年以上		17	7	329	14	
年 令 別	14～17才	95	38*	511	23	教育修了 25才限以上	計	84	100	1,042	100
	18～24	71	29	689	31		0～4年	27	32	133	13
	25～34	36	14	462	21		5～8	32	38	263	25
	35～44	21	8	215	9		9～11	6	7	159	15
	45～54	18	7	162	7		12	8	10*	300	29
	55～64	1	1	103	4		13年以上	11	13	187	18
65才以上	8	3	100	5							
人 種 別	白人	132	53*	1,692	76	世帯収入別 (1)	1,000ドル以下	9	4	61	3
	ヒスパニック	70	28*	257	11		1,000 - 1,999	6	3	44	2
	黒人その他	48	19	293	13		2,000 - 2,999	21	9	58	3
性 別	男	167	67	1,750	78		3,000 - 3,999	10	4	96	5
	女	83	33	492	22		4,000 - 4,999	11	5	85	4
移 動 性	移動労働者	20	8	96	4		5,000 - 5,999	4	2	97	5
	定住労働者	230	92	2,146	96		6,000 - 7,499	34	15	150	7
							7,500 - 9,999	30	13	235	11
							10,000 - 11,999	8	3	224	10
							12,000 - 14,999	7	3	224	10
							15,000 - 19,999	13	6	289	13
						20,000 - 24,999	33	14	222	10	
						25,000 - 49,999	38	16	301	14	
						50,000ドル以上	7	3	63	3	

\* 95%信頼水準で請負チーム外労働者の  
比率との有意差あり

(1) 面接されたものの一部は世帯収入の質  
問に答えなかった。

出所：前表と同じ

表5 請負チーム農業労働者と請負チーム外農業労働者の就業上の特性, 1981

性 格		請負チーム農業労働者		請負チーム外農業労働者	
総 計		250千人	100%	2,242千人	100%
ふだんの主な業態	雇用農業労働	54	22	651	29
	農業経営	0	0	62	3
	その他農業労働	0	0	28	1
	農業以外労働	25	10*	395	18
	失業	10	4	77	3
	非労働力				
	家事	25	10	174	8
	通学	122	49*	736	33
	その他	14	5	119	5
農外労働	農業外労働をした	92	37	922	41
	しなかった	158	63	1,320	59
農業労働日数	25日未満	100	40	870	39
	25～74	70	28	468	21
	75～149	42	17	268	12
	150～249	28	11	253	11
	250日以上	10	4*	383	17
請負チームリーダの農業労働日数	25日未満	126	51	NA	NA
	25～74	70	28	NA	NA
	75～149	24	9	NA	NA
	150～249	24	10	NA	NA
	250日以上	6	2	NA	NA
賃金形態	時間給	159	64	1,232	55
	日給	26	10	289	13
	週給	4	2	209	9
	月給	1	0	160	7
	出来高給	52	21*	210	10
	その他	8	3	142	6
農外労働日数(1)	全労働者	91	100	922	100
	25日未満	21	24	153	16
	25～74	39	43*	203	22
	75～149	12	13	180	20
	150～249	13	14	214	23
	250日以上	6	6*	172	19

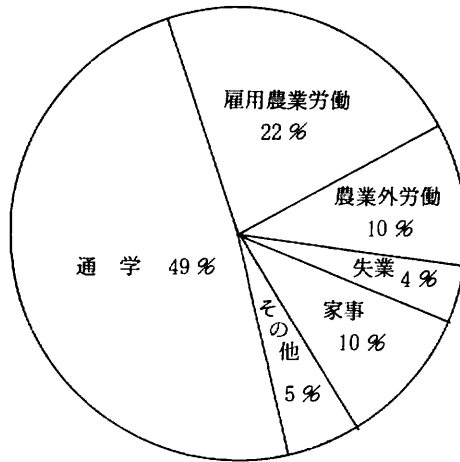
NA = 利用不可能

\* 95%信頼水準で請負チーム外農業労働者の比率との有意差あり

(1) 1年の間に農業労働のほかに農外労働をした人についてのものである。

出所：前表と同じ

Fig. 2 請負チーム労働者のふだんの主な業態 1981



出所：前表に同じ

のであった (表6)。

表6 請負チーム農業労働者と請負チーム外農業労働者の収入, 1981

	請負チーム農業労働者 (1)	請負チーム外農業労働者
年 収 入	2,772 ドル	4,470 ドル
農 業 労 働	1,936	2,740
農 外 労 働 (2)	2,446	4,204
時 間 給(3)	3.58	3.70
日 給	25.78	24.66
農 外 労 働	8.38	11.60

- (1) 統計的有意差検定は基数が5万人より小さい場合には行われなかった。
- (2) 農外労働収入は農業労働と農外労働の両方を行った25千人の請負チーム労働者、395千人の請負チーム外労働者にかんするものである。一方、年収入計は農外労働をやらない労働者も含めた全農業労働者についてのものである。したがって、この農業労働収入と農外労働収入は合計できない。
- (3) 時間給はこれを受けた請負チーム労働者26千人と請負チーム外労働者289千人についてのものである。

出所：表5に同じ

請負チーム労働者のおよそ半は年世帯収入2万ドル以上層からでている（表4参照）。

したがって平均年収2,772ドル以下という請負チーム労働者は、おそらく、自分たちの家の世帯収入に寄与することはほとんどないと言ってよい。

### (3) 労働日数別にみた請負チーム労働者の特徴

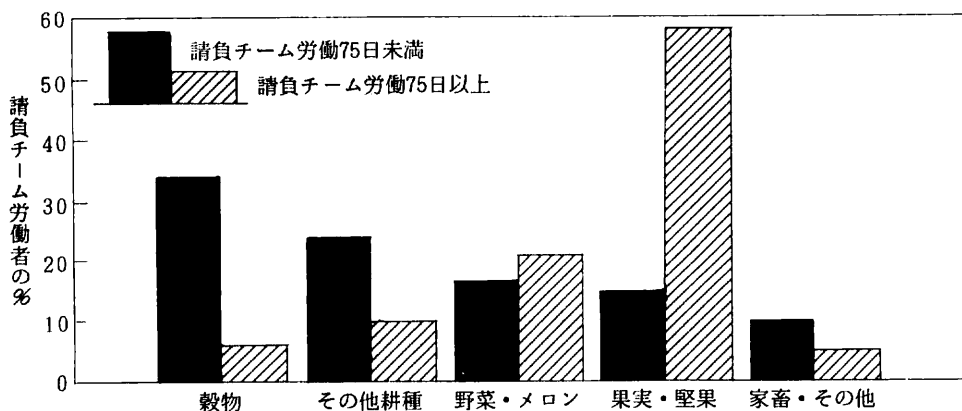
請負チーム労働者の性格は、彼等の請負チーム内労働期間の長さによって大いに異なる。

(表7)

請負チーム労働日数75日未満の短期労働者は請負チーム労働者全体の79%を占める。

その大部分は学生(60%)であり、75%が25才以下であった。大半は白人(61%)であり、調査が行われた時点では、南東部、北中央五大湖、中央部、南太平洋沿岸部の地域に所在していた。その34%が穀物生産、17%が野菜・メロン生産、15%が果実・堅果生産に従事していた(Fig. 3)

Fig. 3 請負チーム労働日数別にみた主な農業活動 1981



(1) 主な農業活動により分類

出所：表7に同じ

表7 請負チーム労働日数別にみた請負チーム労働者の性格, 1981

性 格		短 期 (請負チーム労働) 75日以下)		長 期 (請負チーム労働) 75日以上)		性 格		請負チーム労働 (75日以下)		請負チーム労働 (75日以上)		
総 計		196千人	100%	53千人	100%			67千人	34%	4千人	6%	
連邦標準地域	I ニューイングランド	4	2	0	0	主 要 農 業 活 動	穀 物	67	34%	4	6%	
	II ニューヨーク・ジョージ	0	0	0	0		綿 花	13	7	0	0	
	III 中部大西洋	3	1	0	0		た ば こ	16	8	3	5	
	IV 南 東 部	39	20	14	26		そ の 他 耕 種	17	9	2	5	
	V 北中央五大湖	45	23*	0	0		野 菜・メロン	33	17	11	21	
	VI 南 西 部	21	11*	1	1		果 実, 堅 果	29	15*	31	58	
	VII 中 央 部	40	20	3	6		肉 牛	2	1	0	1	
	VIII 山 岳 部	3	2	3	5		酪 農	3	1	0	0	
	IX 南太平洋沿岸部	29	25*	29	55		そ の 他 畜 産	3	2	0	0	
	X 北太平洋沿岸部	12	6	3	7		種 苗, 温 室	11	5	0	0	
						そ の 他	2	1	2	4		
賃金形態	時 間 給	141	72*	18	34	教 育 修 了 年 限 別	0 - 4 年	20	10	11	21	
	日 週 給	20	10	6	11		5 - 8	56	29	28	52	
	月 給	4	2	-	-		9 - 11	76	39	7	14	
	出 来 高 給	0	0	1	2		12	28	14	6	11	
	そ の 他	6	3	1	3		13 年以上	16	8	1	2	
ふだんの主な業態	非労働力	雇用農業労働	13	7*	41	77	農 業 勞 働 日 数	25 日未満	99	50*	0	0
		農 外 勞 働	24	12	0	1		25 - 74	70	36*	0	0
		失 業	10	5	0	0		75 - 149	21	11*	21	40
		家 事	25	13	0	0		150 - 249	6	3*	22	41
		そ の 他	118	60*	4	8		250 日以上	0	0*	11	19
農外労働	世帯上の地位	農業外労働をした	86	44	6	11	世 帯 主	44	22*	28	53	
		しなかつた	110	56	47	89	妻	14	7	3	6	
年 令 別	世帯収入別	14 - 17 才	91	46*	4	7	血 族	129	66*	14	26	
		18 - 24	57	29	14	27	血 族 外	9	5	8	15	
		25 - 34	20	10	15	29	1,000 ドル以下	1	1	8	19	
		35 - 44	13	7	8	15	1,000 - 1,999	6	3	0	0	
		45 - 54	8	4	10	18	2,000 - 2,999	17	9	4	8	
		55 - 59	0	0	0	0	3,000 - 3,999	8	4	2	4	
		60 - 64	1	1	0	0	4,000 - 4,999	11	6	0	0	
		65才以上	6	3	2	4	5,000 - 5,999	3	2	1	3	
人種別	(1)	白 人	120	61*	12	22	6,000 - 7,499	20	10	14	33	
		ヒスパニック	39	20*	31	59	7,500 - 9,999	23	12	7	16	
移動性		移 動 勞 働 者	7	4	12	23	10,000 - 11,999	8	4	0	0	
		定 住	189	96	41	77	12,000 - 14,999	7	4	0	0	
						15,000 - 19,999	13	7	0	0		
						20,000 - 24,999	30	16	3	7		
						25,000 - 49,999	34	18	4	10		
						50,000 ドル以上	7	4	0	0		

-- は推定値500未満。

\* 95%信頼水準で長期請負チーム労働者の比率との有意差あり

(1) 面接したものの一部は世帯収入の質問に答えなかった。

出所：前表と同じ

短期請負チーム労働者の72%は時間給であるのに対して13%が出来高給で支払われた。教育水準は低く78%が高校を修了していない。しかし、これら労働者のほぼ半分は14~17才であり、多くは学校の休みの間に請負チーム労働に従事しており、その間やはり通学していた。短期労働者はほとんど移動労働をしていない。

短期労働者の平均年収は1,929ドルで長期労働者の1/3にすぎなかった(表8)。

表8 請負チーム労働日数別の平均収入, 1981

	短 期 (請負チーム労働75日未満)	長 期 (請負チーム労働75日以上)
年 計	1,929 ドル *	5,776 ドル
収 入 { 農 業 労 働	954 *	5,541
日 給・農 業 労 働	24.96	28.77

\* 95%信頼水準で長期請負チーム労働者との有意差あり

出所：前表と同じ

このグループのほぼ50%は年収すくなくとも12,000ドルの世帯、40%は20,000ドル以上の世帯に属していた。

大部分の短期請負チーム労働者にとって、農業賃労働収入は、おそらく世帯の収入のうち重要なものではなかったであろう。

しかし、このグループの35%は年世帯収入7,500ドル未満であったから、これらの労働者にとっては、請負チーム労働による賃収入はおそらく世帯収入の重要な助けとなったと思われる。請負チームで75日以上働いた長期労働者は短期労働者とは著しく異なった性格をもっている。これら長期労働者の大部分にとって雇用農業労働が1年をつうじて主要な活動であった。これら労働者の約1/3が25才以下、2/3が25~54才であった。

したがって、一般に、短期の請負チーム労働者が世帯主の血族で、25才未満で、ふだんの主な業態が学生であったのと対照的に、長期労働者の大部分は働き盛りの世代で、かつ、世帯主で、世帯収入の大きな部分を受けもっていた。

短期労働者の人種的構成も長期労働者のそれと異なる。すなわち、長期労働者の大半は少数民族から成るが、一方、短期労働者の多くは白人であった。

長期労働者のほぼ60%はヒスパニック、19%が黒人・その他の人種グループより成っていた(しかし、黒人・その他は2つの労働者グループにおいて数のうえでは大きな違いはなかった)。調査実施時点において、長期労働者の55%は南太平洋沿岸部、26%は南東部



に所在した。58%は果実・堅果の生産、21%が野菜・メロンの生産の仕事をした。長期労働者は短期労働者よりも集約的作物、とくに果実・堅果の仕事に依存している。

南太平洋沿岸部と南東部地域では気候が良好なので、果物や野菜がそのほかの地域よりも長期間にわたって生産される。このことが労働者に対して、ほかの地域よりも多い農業労働日を与える。それにも拘らず、これら労働者の1/4は、1981年には、若干の移動農業労働に従事した。長期労働者の半分は出来高給で支払われ、1/4が時間給で支払われた。これと対照的に、短期労働者の72%は時間給、13%が出来高給で支払われた。このようなちがいは、主として、彼等が従事した作物の種類の違いに原因があった。野菜・果実の収穫では、出来高給の支払が、ほかの種類を支払形態よりも一般的な慣行である。長期請負チーム労働者は短期のものよりも野菜や果実の収穫作業に働くことがより多いようである。

長期労働者の教育水準は低い。このグループでは、わずか13%が高校教育を終了しているにすぎない。正規教育のこの低さは、このグループがより一そうの教育や訓練をうけるのでなければ経済状態改善の限界となるであろう。

長期労働者の平均年収は1981年には5,776ドルで、短期労働者のそれより著しく大きかった。(表8をみよ)この年収計のうち5,541ドルは農業の賃収入であった。

このグループ労働者のほぼ50%は年に6,000～10,000ドルの収入のある世帯からでていた。

さらに34%がもっと低い収入の世帯からでていた。彼等の平均賃収入と世帯収入からすれば、長期請負チーム労働者の世帯収入への寄与は短期請負チーム労働者のそれよりもはるかに大きい。

## 5. 請負チーム農業労働者と請負チーム外農業労働者の比較

請負チーム労働者と請負チーム外労働者は多くの共通した性格をもっている。両グループとも大部分の労働者は若年層に属し白人であった。多くのものが、通学又は家事従事をふだんの主な業態としていた。このように、両グループとも大部分の労働者は1年の間のほんの短期間を農業賃労働にあてたにすぎなかった。しかし、請負チーム労働者と請負チーム外労働者の間には大きな違いもあった。

### (1) 人口動態上・世帯上の特徴

請負チーム労働者では、請負チーム外労働者とくらべてヒスパニック系労働者がより大きな割合を占めている。請負チーム労働者では28%がヒスパニック系であったのにくらべて請負チーム外労働者では11%であった(表4をみよ)。

しかし、両グループとも白人がやはり最大の人種グループを成していた。黒人・その他の割合は両グループにおいて大きな違いはない。

請負チーム労働者は、南東部、北中央五大湖、中央部、南太平洋沿岸地域に集中しており、請負チーム外労働者は、南東部、南西部、北中央五大湖諸州に集中しているようにみえる（表3をみよ）。

南太平洋沿岸地域では、請負チーム労働者が請負チーム外労働者よりはるかに多く存在した。

この地域に請負チーム労働者がより高い割合を占めているのは、果実や堅果の生産に請負チーム労働者がより多く雇われるからであり、又、カリフォルニアを含む南太平洋沿岸地域がこれら農産物の主要生産地帯だからである。

請負チーム労働者は世帯主の血縁者であるものが多く、また、14～24才のものが多く。

しかし請負チーム外労働者は世帯主が多いようである。請負チーム労働者は請負チーム外のものにくらべて教育水準が低く、高校修了者は21%にすぎなかったが、一方、請負チーム外労働者では教育年限12年修了者が41%となっている。教育水準のこのような相異は25才以上の労働者についても同様であった。25才以上の労働者では、請負チーム労働者の23%が高校修了者であったが請負チーム外労働者では47%であった。

## (2) 経済上の特徴

請負チーム労働者のほぼ50%は学生であったし、1年のうち主として農外労働に従事したものは10%であった（表5をみよ）。

一方、請負チーム外労働者では33%が学生で1年をつうじて主として農外労働に従事したものは18%となっている。両グループを通じて約25%のものが1年のうち主として雇用農業労働に従事した。

1981年には、両グループとも労働者の多くは農業労働従事日数75日未満であった。しかし、全体的には請負チーム労働者は農業従事はより少ない。請負チーム労働者の平均農業労働日数は70日であって150日以上のもものは15%であった。しかし、請負チーム外労働者では28%が150日以上農業労働に従事したのでこのグループの平均農業労働日数は101日となっている。両グループとも、その収入は合衆国の農業外民間部門の生産労働者の平均年収（1981年に13,270ドル）を大巾に下回っている。

請負チーム労働者の総収入は請負チーム外労働者の62%にすぎなかった（表6をみよ）。

すなわち、請負チーム労働者の年収は2,772ドル、請負チーム外労働者は4,470ドルであった。

請負チーム労働者は農業労働によって1,936ドルを得たが請負チーム外労働者のそれは2,740ドルであった。請負チーム労働者は第一に、農業での労働日数がより少ないことから収入も低かった、また、請負チーム外労働者とくらべて農外の仕事も少なかった。

## 6. むすび

1981年の調査結果によれば、請負チーム外労働者は、全般的に、請負チーム労働者よりも恵まれた状況にあった。請負チーム外労働者は教育水準もより高かったし、より収入の高い世帯からでて来ていた。これらの相異は請負チーム労働者が請負チーム労働への依存を高めるほど増大している。

大部分の労働時間を請負チーム内で過ごす請負チーム労働者は、一般に、働き盛り世代の世帯主で、教育水準は低く、また低収入の世帯から出ていた。これらの労働者の多くはより安定したより報酬のよい職業に転ずる機会はほとんどない。彼等の経済状態が就労の機会確保のため農業労務請負人への依存をしばしば強いるのである。これらの人々が法律に違反する無責任な請負人に乗せられやすいといつてよい。

農業労務請負人登録法および移動・季節農業労働者保護法は農業労務請負人のもとで働くこれら農業労働者の労働条件の改善を促進するための重大な措置であった。

罰金と投獄の宣告は請負人に彼等のもとで働く人々を酷使させないために法律の欠くことのできない部分とされた。しかし、労働者の酷使をさらに防ぎ労働条件を改善するには、これらの労働者（とくに1年の大半を雇用農業労働に従事する長期の請負チーム労働者）に対する一そうの教育と訓練が必要である。これらの有利な環境が彼等に農業と農外の好機を広げ、彼等を保護する労働法を一そうよく理解させることになるであろう。